

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	学校教育法第4条第1項				
法令番号	C 2 2 - 0 2 6	根拠条項	0 4 - 1	担当課	私学課
許認可等の種類	私立高等学校の設置認可				
<p>[審査基準]</p> <p>別紙「私立高等学校設置認可審査基準」による。</p>					
<p>[標準処理期間]</p> <p>計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の開設年度の前々年度の5月31日まで。</li> <li>・課程又は学科の設置年度の前々年度の12月20日まで。</li> <li>・学校の収容定員に係る学則変更年度の前々年度の12月20日まで。</li> </ul> <p>申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の開設、課程又は学科の設置、若しくは学校の収容定員に係る学則変更年度の前年度の5月31日まで。</li> </ul> <p>認可・不認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の開設、課程又は学科の設置、若しくは学校の収容定員に係る学則変更年度の前年度の3月31日まで。</li> </ul>					

( 部局名 : 環境生活部 )

# 私立高等学校設置認可審査基準

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事が、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下、「法」という。）第4条第1項の規定による私立高等学校（以下、「学校」という。）の設置認可を行う場合には、同法、同法施行令（昭和28年政令第340号）、同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）並びにその他関係法令の規定によるほか、この私立高等学校設置認可審査基準（以下、「審査基準」という。）により審査する。

(自己評価等)

第2条 学校は、その教育水準の向上を図り、当該学校の目的を実現するため、当該学校の教育活動その他学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 学校は、当該学校の教育活動その他学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 学校の設置認可

(名称)

第4条 学校の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、他の学校の名称と同一ではなく、まぎらわしくないものでなければならない。

(立地条件)

第5条 学校の立地条件は、その位置及び環境等が適切であり、他の学校と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(編成)

第6条 学校において同時に授業を受ける1学級の生徒数については、高等学校設置基準第7条の規定による。

2 学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員、実習助手及び事務職員については、高等学校設置基準第8条から第11条までの規定による。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定による。

(施設及び設備)

第7条 校地、校舎等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附でないものでなければならない。

2 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

3 運動場は、教育に支障のないよう原則として校舎と同一の敷地内又は隣接地に設けなければならない。

4 校舎及び運動場の基準面積については、高等学校設置基準の基準を満たさなければならない。

5 校舎に備えるべき施設については、高等学校設置基準第15条の規定によるものとする。

- 6 その他の施設については、高等学校設置基準第16条の規定によるものとする。
- 7 学校が他の私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条に規定する学校と同一敷地に併設される場合は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がないことが確実なときに限り、当該他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第8条 学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具、教具等の設備を備えなければならない。

- 2 学校には、その規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 3 学校には、その規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

### 第3章 課程等の設置認可等

（課程の設置認可）

第9条 課程の設置の認可については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合、「学校」を「課程」と読み替える。

（学科の設置認可）

第10条 学科の設置の認可については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合、「学校」を「学科」と読み替える。

（収容定員に係る学則変更認可）

第11条 学校の収容定員に係る学則変更の認可については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合、「学校の設置認可」を「学校の収容定員に係る学則変更認可」と読み替える。

### 第4章 申請手続及び標準処理期間

（学校の設置認可）

第12条 学校の設置認可を受けようとするもの（以下この条において、「申請者」という。）は、開設年度の前々年度の5月31日（5月31日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。）までに、別に定める学校設置計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。

- 2 申請者は、前項の学校設置計画書の内容に変更を生じた場合は、別に定める学校設置計画変更協議書を速やかに県の担当機関に提出しなければならない。
- 3 県の担当機関は、学校設置計画書を受理したときは、三重県私立学校審議会に報告するものとする。
- 4 申請者は、別に定める学校の設置認可申請書（関係書類を含む。以下この条において、「申請書」という。）を、開設年度の前年度の5月31日までに、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、三重県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 6 知事は、学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（課程又は学科の設置認可）

第13条 課程又は学科の設置認可を受けようとするもの（以下この条において「申請者」という。）は、開設年度の前々年度の12月20日（12月20日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。）までに、課程又は学科の設置計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければ

ならない。

- 2 課程又は学科の設置認可について、前条第2項、第4項、第5項及び第6項の規定を準用する。この場合、「学校」を、「課程」又は「学科」と読み替える。

(学校の収容定員に係る学則変更認可)

第14条 学校の収容定員に係る学則変更の認可を受けようとするものは、変更年度の前々年度の12月20日までに、学校の収容定員に係る学則変更計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。ただし、当該学則変更が収容定員の減員にかかる場合は、この限りではない。

- 2 第12条第2項、第4項、第5項及び第6項の規定は、学校の収容定員に係る学則変更認可の場合に準用する。この場合、「学校の設置認可」を「学校の収容定員に係る学則変更認可」と読み替える。

附 則

- 1 この審査基準は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 この審査基準の施行前に提出された申請にかかる認可については、なお、従前の例による。

附 則

この審査基準は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。